

## 唐の里団地入居者募集について

唐の里団地の入居者を次のとおり募集します。定住化促進の賃貸住宅で所得制限の上限のない1戸建て住宅です。  
入居を希望される方は期限内に住民課までお申込みください。

募集戸数	1戸
団地場所	上毛町大字下唐原682番地14
構造及び建物面積	木造平屋1戸建、84.88㎡(2LDK)
家賃	53,000円(衛生管理費は別)
入居予定日	2月1日(日)

### ■入居者資格(次の項目にすべて該当される方)

1. 申込時において満40歳未満であり、かつ同居親族が1人以上である方。(婚約者がいる場合を含む)
2. 年間所得が160万円以上である方。(原則として申請者の年間所得)
3. 家賃の支払等につき、確実な連帯保証人があること。
4. 連帯保証人は、独立の生計を営み、申請者と同程度の収入を有する方。
5. 入居する世帯は、行政区に加入し、所属する地域及び自治会行事などに積極的に参加、協力することができる方。
6. 国税、地方税などの滞納のない方。
7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。(同居または同居しようとする親族も含む)

### ■入居者の決定方法

書類選考のうえ、応募多数の場合抽選

### ■申込受付期間

1月5日(月)～16日(金)8:30～17:15(土、日、祝日は除く)

### ●申し込み・問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

## 県営住宅入居者募集について

募集対象団地及び募集戸数など詳細については、募集案内書をご覧ください。

### ■募集案内書配布期間及び申込受付期間

3月2日(月)～10日(火) ※申し込み手数料は不要

### ■募集案内書配布場所

県内の各市役所及び町村役場など

●問い合わせ先 福岡県住宅供給公社県営住宅管理部管理課  
TEL 092-781-8029

## 家屋の新增築、取り壊しなどをされた場合は手続きが必要です

◎次に該当する場合は税務課までご連絡ください。

### 1. 家屋を新築・増築したとき

町職員または県職員がお伺いし、課税のための評価を行う必要があります。これは、間取りと使用材料などを確認させていただくもので、所要時間は1時間程度です。

### 2. 家屋の一部や全部を取り壊したとき

町職員が確認にお伺いします。連絡がない場合、取り壊しても引き続き課税されることがあります。  
※法務局で滅失登記をされた場合は必要ありません。

### 3. 固定資産税を納めている方が亡くなったとき

土地・家屋の所有者、または納税管理人になられている方が亡くなられた場合は、相続人代表者指定届などの手続きが必要となります。



### ●問い合わせ先

税務課 税務係 TEL 72-3111(内線135)

## 弁護士無料法律相談

多重債務、離婚、相続、財産いろいろなトラブルのお悩みに弁護士が対応します。  
事前予約が必要です。社会福祉協議会までお申し込みください。

■日 時 1月30日(金)13:30～16:30

■人 数 先着3名まで

### ●申し込み・問い合わせ先

上毛町社会福祉協議会 TEL 72-2900



## 110番通報の適切な利用 ～1月10日は110番の日です～

### ■メイン標語

「緊急時 あわてず あせらず 110番」

### ■サブ標語

「110番は緊急電話 相談ごとは#9110」

◎「110番」は、事件事故の緊急通報専用電話です。

急を要しない相談などによる110番通報は、1分1秒を争う緊急の事件事故への対応を遅らせる原因となります。

警察に対する相談・要望などは豊前警察署(0979-82-0110)または、警察相談専用電話「#9110」(ダイヤル式電話からは092-641-9110)へお願いします。

### ◎総合相談電話「#9110」

急を要さない相談・要望・苦情やその他問い合わせについて

- ・総合相談電話 #9110(プッシュ回線電話)
- ・警察安全相談コーナー 092-641-9110(ダイヤル回線電話)

その他の警察相談電話について

- ・暴力団に関する相談(北九州地区) 093-582-8930
- ・けん銃に関する相談 0120-10-3774
- ・覚せい剤等薬物に関する相談 092-641-4444
- ・犯罪被害者の心のケア(ミズ・リリーフ・ライン) 092-632-7830

### ●問い合わせ先

豊前警察署 地域課地域係 TEL 82-0110(内線292)



## シルバー人材センターから 会員募集のお知らせ

60歳を過ぎてお仕事を探している方、シルバー人材センターの会員になりませんか。  
当センターは、剪定や除草作業だけでなく、企業での軽作業、清掃作業も行っています。  
また、ご自分のペースに合わせてお仕事をし頂けます。

入会の申込みは随時受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

### ●問い合わせ先

豊前・上毛シルバー人材センター 上毛出張所  
TEL 84-8004



## 上毛町地域包括支援センター嘱託職員の募集

- 勤務場所 長寿福祉課内「地域包括支援センター」
- 職務内容 介護予防支援、訪問調査、サービス計画作成など
- 応募資格 平成27年4月1日現在60歳未満で保健師、介護支援専門員の資格を有する者
- 募集人員 1名程度
- 任用期間 3月1日～3月31日(更新有り)
- 勤務時間 月～金曜 8:30～17:15
- 申し込み・問い合わせ先 長寿福祉課 地域包括支援センター TEL 72-3111(内線164) TEL 84-7322

- 給与 月額 155,700円～200,000円(職種を考慮) 交通費・期末手当別途支給
- 保険適用 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険適用
- 応募方法 履歴書を長寿福祉課に提出(資格証の写しを添付)
- 応募期間 1月5日(月)～23日(金)
- 選考方法 書類審査及び面接による(後日面接日を連絡します)

## 平成27年度 福岡県介護保険広域連合介護保険嘱託員採用試験

- 勤務場所 福岡県介護保険広域連合豊築支部 (豊前市大字八屋1702番地5)
- 職務内容 介護保険要介護認定に関わる訪問調査などの業務(パソコン入力含む)  
所管区域: 豊前市、吉富町、上毛町、築上町
- 勤務時間 週29時間以内とし、週4日勤務  
9:00～17:00(休憩時間:12:15～13:00)
- 受験資格
  - ①介護支援専門員実務研修受講資格試験合格者(以下「介護支援専門員合格者」という)、保健師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士のいずれかの資格を有する方。
  - ②自家用車(二輪車を除く)による訪問活動が可能なる方。
  - ③次のいずれかに該当する者は受験できません。
    - ・成年被後見人または被保佐人。
    - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行が終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者。
    - ・日本国憲法施行の日以後において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。
- 試験の方法など

- 給与 月額200,000円、別途活動費を支給(健康保険、厚生年金、雇用保険、通勤手当あり)
- 応募方法 申込用紙は1月6日(火)から豊築支部で配布  
必要事項を記入し、資格者証・運転免許証を持参のうえ、福岡県介護保険広域連合豊築支部へ提出(郵送不可)
- 応募期間 1月19日(月)～29日(木)9:00～17:00まで(土・日曜日は除く)  
受験票は申込書提出時に交付
- 試験会場 豊築支部会議室

### ■個人情報の取り扱い

この試験に申し込まれた方の個人情報は、本人の同意なく、福岡県介護保険広域連合介護保険嘱託員採用試験の目的以外には使用いたしません。



試験区分	認定調査員	認定調査員育休代理
採用予定者数	2名	1名
採用期間	4月1日～平成28年3月31日まで(勤務成績により更新可)	4月1日～9月11日(予定)まで
試験方法	一次試験 介護保険に関する知識などについての筆記試験(択一式) 二次試験 作文試験(原稿用紙2枚程度)及び面接による試験 ※介護支援専門員合格者については、一次試験の筆記試験は免除されます。	作文試験 原稿用紙(2枚程度)及び面接による試験
試験日時	一次試験 2月8日(日)9:00から <合格者発表 2月16日(月)> 二次試験 2月22日(日)9:00から <合格者発表 3月2日(月)> ※二次試験は、一次試験合格者及び介護支援専門員合格者で実施します。	2月22日(日)9:00から <合格者発表 3月2日(月)>

※合格者のみに通知するとともに豊築支部に掲示します。

●申し込み・問い合わせ先 福岡県介護保険広域連合 豊築支部 総務係 TEL 84-1111

## 水道管の防寒対策についてのお願い

水道をご利用の皆さんにお知らせします。  
毎年冬の時期には水道管の凍結・破裂による漏水が見られます。むき出しになっている配管や蛇口には保温材を巻くなど防寒対策をお願いします。  
また、毎月初めに水道メーターの検針を行っていますので正確な検針ができるよう、各家庭のメーターボックスの上には物を置いたり、近くに犬をつないだりすることはご遠慮ください。



### ●問い合わせ先

建設課 上下水道係 TEL 72-3111(内線192・198)

## お墓建立の留意事項について

墓地以外の場所でのお墓の建立は「墓地、埋葬等に関する法律」で禁じられています。(ただし、地区の共同墓地など従前(昭和23年5月以前)から使用されている墓地を除く)  
たとえ自分の土地、または墓地に隣接している土地の場合でも、墓地経営許可を受けていない土地にお墓の建立はできません。  
お墓を新たに建立される際は施工業者、墓地の管理者などに墓地経営許可を受けている場所か確認してください。

### ●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)